

# みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

## Q & A集

(令和4年3月版)



宮城県農政部みやぎ米推進課

## みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度Q&A集 目次

### <制度の概要について>

- Q. 1 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」と国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」との関係について教えてください。
- Q. 2 特別栽培農産物は有機JASやエコファーマーとは違うのでしょうか。
- Q. 3 どのような品目で取り組みますか。
- Q. 4 本制度で認証された米や小麦を用いた「米粉」や「小麦粉」は、認証の対象になりますか。
- Q. 5 宮城県に住んでいますが、ほ場は県外にあります。認証対象となりますか。また、その逆の場合も教えてください。
- Q. 6 栽培指導者について教えてください。
- Q. 7 確認責任者について教えてください。

### <申請書の提出・審査について>

#### (認証申請)

- Q. 8 認証申請書は、いつ、どこに提出すればよいですか。
- Q. 9 認証申請に必要な書類について教えてください。
- Q. 10 「栽培期間」とは、いつからいつまでの期間ですか。
- Q. 11 栽培計画（記録）（別記様式第3号）に記載する作業内容は、いつからいつまでの作業内容を記載すればよいですか。
- Q. 12 栽培計画（記録）（別記様式第3号）は、品種ごとに作成する必要がありますか。
- Q. 13 栽培計画（記録）（別記様式第3号）における全収穫量と全出荷量の違いについて教えてください。

### (申請・登録の変更)

- Q. 1 4 認証申請の内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。
- Q. 1 5 認証申請変更(生産中止)申請書(別記様式第11号)はどのような場合に提出するのですか。
- Q. 1 6 認証申請変更(生産中止)申請書(別記様式第11号)の提出期限はありますか。
- Q. 1 7 認証申請後、栽培計画に変更が生じた場合にはどうしたらよいですか。
- Q. 1 8 認証登録変更(生産中止)申請書(別記様式第12号)はどのような場合に提出するのですか。
- Q. 1 9 認証登録後に栽培計画に変更が生じた場合にはどうしたらよいですか。
- Q. 2 0 認証登録後に認証票の枚数を変更したい場合はどうしたらよいですか。

### (とう精申請)

- Q. 2 1 とう精申請書はいつ、どこに提出すればよいですか。
- Q. 2 2 とう精申請に必要な書類について教えてください。

### <使用資材について>

- Q. 2 3 栽培計画(記録)(別記様式第3号)には使用予定資材の原料や成分が確認できる資料の添付が必要でしょうか。
- Q. 2 4 ほ場の畦畔やハウス周辺に除草剤を散布してもよいですか。
- Q. 2 5 有効成分が化学合成されていない農薬は成分カウントされますか。
- Q. 2 6 展着剤や着果促進剤は成分カウントされますか。
- Q. 2 7 遺伝子組み換え技術を用いた原料を使用して製造された資材は使用できますか。
- Q. 2 8 購入した苗や種子の場合、購入前に使用した農薬及び化学肥料の扱いはどうなりますか。

### ＜現地確認について＞

- Q. 29 現地確認はいつ、どのように行うのですか。
- Q. 30 現地確認では何を確認するのですか。
- Q. 31 現地確認経費の納入はどのように行えばよいですか。
- Q. 32 現地確認の経費負担額と算出方法について教えてください。
- Q. 33 米140aときゅうり30aの場合、負担額はいくらですか。
- Q. 34 ねぎ50aとにんじん50aを第1回に申請し、ほうれんそう30aを第2回に申請した場合の負担額はいくらですか。
- Q. 35 標識旗や看板はなぜ設置しなくてはいけないのですか。
- Q. 36 標識旗は、ほ場1筆ごとに設置しなくてはいけないのですか。

### ＜認証票・栽培管理票・表示方法などについて＞

- Q. 37 認証票や標識旗の購入手続きについて教えてください。
- Q. 38 栽培管理票や認証票は必ず貼付する必要がありますか。
- Q. 39 栽培管理票は誰が作成するのですか。
- Q. 40 栽培管理票に記載する「栽培責任者」とは誰のことですか。
- Q. 41 栽培管理票に記載する「確認責任者（精米確認者）」とは誰のことですか。
- Q. 42 特別栽培農産物の表示について教えてください。

## ＜制度の概要について＞

**Q. 1 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」と国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」との関係について教えてください。**

A. 1 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」は、消費者が「特別栽培農産物」を購入する際の目安となるよう、その農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき国内の基準を示したものです。本制度は、そのガイドラインに準拠した宮城県独自の認証制度です。

**Q. 2 特別栽培農産物は有機JASやエコファーマーとは違うのでしょうか。**

A. 2 制度が異なります。特別栽培農産物とは国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って認証された農産物のことです。有機JASは「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく規格のことです。エコファーマーは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき認定を受けた農業者のことです。

**Q. 3 どのような品目で取り組みますか。**

A. 3 本県において生産される米、麦類、豆類、茶等で乾燥調整した農産物や野菜及び果実で加工しない農産物で取り組みます。詳細は要領の別表2をご覧ください。未掲載の品目については①区分（農薬・化学肥料不使用栽培）のみ取組可能です。

**Q. 4 本制度で認証された米や小麦を用いた「米粉」や「小麦粉」は、認証の対象になりますか。**

A. 4 米粉や小麦粉は加工品にあたるため、本制度の対象とはなりません。ただし、原材料として本制度による認証を受けた農産物を使用した旨を記載することは問題ありません。

**Q. 5 宮城県に住んでいますが、ほ場は県外にあります。認証対象となりますか。また、その逆の場合も教えてください。**

A. 5 いずれの場合も認証対象になりません。

**Q. 6 栽培指導者について教えてください。**

A. 6 本制度では取組者をサポートする栽培指導者の設置を必須としています。栽培指導

者は指導農業士，青年農業士，有機農産物の生産工程管理者，本制度認証実績が3年以上の生産者，JAの営農指導員，農業関係団体・企業の職員，生産組合の代表者など農業に詳しい方々が該当し，書類の内容確認や栽培から出荷・販売管理の指導，現地確認等を行います。ただし，上記条件を満たしても，認証申請者と夫婦，親子など血縁関係にある人が栽培指導者になることは出来ません。

**Q. 7 確認責任者について教えてください。**

A. 7 確認責任者は本県農業改良普及事業に従事した経験者が担当します。認証申請者の生産ほ場の所在地により，担当する確認責任者が決まります。生産ほ場の管理状況等の現地確認等を行います。

**<申請書の提出・審査について>**

**(認証申請)**

**Q. 8 認証申請書は，いつ，どこに提出すればよいですか。**

A. 8 本制度では農産物によって下表のとおり認証申請期間が決まっています（要領別記5）。豆類は播種等が6月中旬までの場合は第1回に，6月下旬の場合は第2回に申請してください。また，野菜は播種等が4月から6月までの場合は第1回に，7月から12月までの場合は第2回に，1月から3月までの場合は第3回に申請してください。

申請書類の提出先は，生産ほ場が存在する市町村を管轄する地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所になります。生産ほ場が複数の事務所管内に存在する場合には，それぞれの事務所に書類を提出してください。

	認証申請期間	農産物
第1回	前年11月16日から1月15日まで	米，茶，果樹
	前年11月16日から2月15日まで	豆類，野菜
第2回	2月16日から5月15日まで	豆類，野菜，麦類
第3回	5月16日から11月15日まで	野菜

**Q. 9 認証申請に必要な書類について教えてください。**

A. 9 認証申請には別記様式第1号，1号の2，2号，3号，3号の2，4号が必要です。様式は当課HP（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>）からダウンロードできます。

なお，団体の場合は別記様式第1号の3が必要です。

**Q. 1 0 「栽培期間」とは、いつからいつまでの期間ですか。**

A. 1 0 本制度では、前作の作物の収穫が終了した時点から当該農産物の収穫・調製までの期間を指します。また、果樹など多年生作物の場合も収穫終了をもって次作の栽培開始とみなします。ただし、いちごの場合は親株からランナーを切り離れた時点を栽培開始とします。

**Q. 1 1 栽培計画（記録）（別記様式第3号）に記載する作業内容は、いつからいつまでの作業内容を記載すればよいですか。**

A. 1 1 栽培期間中に実施する作業を全てご記入ください。栽培計画における作業時期は、「○月上旬」や「○月第1週」とご記入ください。「○月」との記載だけでは不十分です。なお、栽培記録については、その作業を行った月日まで正確に記載する必要があります。

**Q. 1 2 栽培計画（記録）（別記様式第3号）は、品種ごとに作成する必要がありますか。**

A. 1 2 同一資材を使用し栽培管理が一様の場合は、品種が異なっても栽培計画（記録）（別記様式第3号）を別葉にする必要はありません。品種によって栽培管理が異なる場合は品種ごとに栽培計画（記録）（別記様式第3号）を作成して下さい。

**Q. 1 3 栽培計画（記録）（別記様式第3号）における全収穫量と全出荷量の違いについて教えてください。**

A. 1 3 米における全収穫量は収穫後に籾殻を除去した玄米重、全出荷量は全収穫量からふるい下数量、飯米数量、縁故米数量を減じた数量をご記入ください。その他品目の全出荷量は全収穫量から出荷しないものを減じた数量をご記入ください。全収穫量と全出荷量が加工用等で同数量となる場合は、欄外にその旨をご記入ください。

#### **（申請・登録の変更）**

**Q. 1 4 認証申請の内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。**

A. 1 4 要領第3第4項及び第6項のとおりです。詳細は下表をご参照ください。

変更項目	受付	書類提出
生産ほ場の所在地	可	確認責任者の現地確認の3週間前までに別記様式第11号
認証申請者※やむを得ない場合	可	別記様式第11号
栽培指導者※やむを得ない場合	可	別記様式第11号
認証区分（区分上げ）	不可	—
認証区分（区分下げ）	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出
栽培面積（増・減を含む）	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出
品種（米，麦類，豆類に限る） （追加・削減・割合変更を含む）	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出
使用資材（農薬・肥料等）	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出
出荷販売・計画	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出
認証票の使用枚数	可	確認責任者の現地確認が終了する前までに該当書類を朱書して提出

**Q. 15 認証申請変更（生産中止）申請書（別記様式第11号）はどのような場合に提出するのですか。**

A. 15 次の場合に提出して下さい。

- ・生産ほ場の所在地を変更する場合。
- ・やむを得ない理由（病気など）により認証申請者を変更する場合
- ・やむを得ない理由（異動，病気など）により栽培指導者を変更する場合
- ・その他，知事がやむを得ないと認めた変更をする場合
- ・生産を中止する場合

生産ほ場の所在地を変更する場合は，生産ほ場位置図（別記様式第3号の2）を添付してください。

なお，団体の場合，認証申請書（別記様式第1号の3）に記載のない生産者を追加することはできません。



**Q. 16 認証申請変更（生産中止）申請書（別記様式第11号）の提出期限はありますか。**

A. 16 生産ほ場の所在地を変更する場合は、確認責任者の現地確認の3週間前までに提出してください。その他、知事がやむを得ないと認めた変更をする場合や生産を中止する場合には期限はありません。その事実が発生した時点で遅滞なく提出してください。

**Q. 17 認証申請後、栽培計画に変更が生じた場合にはどうしたらよいですか。**

A. 17 肥料や農薬が使用基準値を超えてしまう場合には、速やかに認証申請生産中止申請書（別記様式第11号）により生産中止申請を行ってください。

また、使用基準値内で栽培計画に変更が生じた場合は、認証申請変更申請書（別記様式第11号）は不要です。栽培指導者を經由して、確認責任者の現地確認が終了する前までに変更した内容が分かるように朱書きし、栽培計画（別記様式第3号）を提出してください。

**Q. 18 認証登録変更（生産中止）申請書（別記様式第12号）はどのような場合に提出するのですか。**

A. 18 次の場合に提出して下さい。

- ・認証区分を変更する場合
- ・認証票の使用枚数を変更する場合
- ・やむを得ない理由（病気など）により認証登録者を変更する場合
- ・やむを得ない理由（異動、病気など）により栽培指導者を変更する場合
- ・その他、知事がやむを得ないと認めた変更をする場合
- ・生産を中止する場合

**Q. 19 認証登録後に栽培計画に変更が生じた場合にはどうしたらよいですか。**

A. 19 肥料や農薬が使用基準値を超えてしまう場合には、速やかに認証登録生産中止申請書（別記様式第12号）により生産中止申請を行ってください。生産中止申請以降の農産物には「特別栽培農産物（認証農産物）」と表示することはできませんのでご注意ください。

また、やむを得ない理由（病害虫の発生など）により、使用基準値内で栽培計画に変更が生じた場合は、認証登録変更申請書（別記様式第12号）は不要です。実績報告の際に変更した内容が分かるように栽培記録（別記様式第3号）を提出してください。

**Q. 20 認証登録後に認証票の枚数を変更したい場合はどうしたらよいですか。**

A. 20 要領第5のとおり、事実発生後速やかに認証登録変更申請書（別記様式第12号）及び出荷・販売計画（記録）（別記様式第4号）を提出して下さい。

### （とう精申請）

**Q. 21 とう精申請書はいつ、どこに提出すればよいのですか。**

A. 21 要領第4第2項のとおりです。とう精申請書は、とう精申請者と売り手側との契約が成立し、玄米購入数量が決定した都度行うものとしています。とう精を行う玄米の面積・数量が確定した現地確認後に申請を行ってください。玄米の認証申請と同時申請も可能ですが、とう精申請の内容は原則変更できませんのでご注意願います。申請書の提出先は、とう精施設の存在する地域の地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所です。

**Q. 22 とう精申請に必要な書類について教えてください。**

A. 22 とう精申請には別記様式第7号、7号の2、2号の2、8号が必要です。様式は当課HP（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>）からダウンロードできます。

### <使用資材について>

**Q. 23 栽培計画（記録）（別記様式第3号）には使用予定資材の原料や成分が確認できる資料の添付が必要でしょうか。**

A. 23 農薬以外の全ての資材に資料を添付することが必要ですが、申請者自身が以前に資料を提出したことがあるものについては不要です。

#### （注意点）

- ・有機態窒素を含む肥料で化成肥料（窒素成分）の含有率が不明な場合は、製造元などに問い合わせ、資料に追加記載し、ご提出ください。
- ・資材の生産工程や原料が記載された証明書を添付してください。
- ・自家製の資材に関しては、その成分や製造過程が分かる資料をご提出ください。

**Q. 24 ほ場の畦畔やハウス周辺に除草剤を使用してもよいですか。**

A. 24 使用しても構いませんが、農産物への飛散防止を徹底した上でご使用ください。少しでも農産物へ飛散する可能性がある場合には、使用しないでください。

**Q. 25 有効成分が化学合成されていない農薬は成分カウントされますか。**

A. 25 有機農産物の日本農林規格の別表2に表示される農薬以外でも、有効成分が化学合成されていないもので、審査部会で承認されたものは成分カウントの対象外です。

(例) ポリオキシシン・カスガマイシン・バリダマイシン (令和3年1月現在)

**Q. 26 展着剤や着果促進剤は成分カウントされますか。**

A. 26 いずれも農薬取締法で登録されている農薬です。展着剤は主剤の効果を増強させる補助剤として扱われるため、成分カウントの対象とはしません。着果促進剤は、1花房に対し1回の処理が原則ですので、栽培期間を通じて1回のカウントとしますが、有効成分が化学合成されていないもので、審査部会で承認されたものは成分カウントの対象外です。

(例) ジベレリン (令和3年1月現在)

**Q. 27 遺伝子組み換え技術を用いた原料を使用して製造された資材は使用できますか。**

A. 27 本制度においては、①区分(農薬・化学肥料不使用栽培)を除き、使用可能です。有機農業推進法により「有機農業」では、遺伝子組み換え技術を利用しないこととされています。本県では、有機農業推進の観点から①区分においては、遺伝子組み換え技術を用いた原料を使用した資材を使用しないこととします。

なお、令和4年製造品より遺伝子組み換え技術を用いた原料を使用している「エコピタ液剤」については、1年間の移行期間を設け、令和4年度内は①区分においても使用を認めることとします。

**Q. 28 購入した苗や種子の場合、購入前に使用した農薬及び化学肥料の扱いはどうなりますか。**

A. 28 農薬や化学肥料が使用されている場合は、栽培計画(記録)(別記様式第3号)に記載し、成分をカウントします。また、使用されていない場合は、栽培計画(記録)に明記する必要があります。購入苗の場合は、育苗期間中に使用された資材名や成分量、成分数などもご記入ください。

## ＜現地確認について＞

### Q. 29 現地確認はいつ、どのように行うのですか。

A. 29 現地確認は、栽培指導者と確認責任者が行います。現地確認の回数は播種（購入苗の場合は定植，果樹の場合は発芽）（以下「播種等」）という）から収穫開始までの期間によって異なります。前述の期間が3か月以上の品目については3回，3か月未満の品目については2回行います。最終の現地確認は確認責任者が行います。また，同一ほ場において，別表2に掲げる同一品目同一区分を同じ栽培方法で年複数回作付け（以下「複数作」という。）する場合は1作目に2回行い，更に2作目から最終作まで作付けごとに1回程度行います。

認証申請者は，作物の生育状況を見ながら，栽培指導者や確認責任者に連絡を取り，現地確認の日程を調整してください。確認責任者の担当地域と連絡先は，現地確認契約書及び納入通知書と一緒に送付します。

### Q. 30 現地確認では何を確認するのですか。

A. 30 現地確認では標識旗や看板の設置状況，栽培記録や認証票の使用記録，資材の使用状況，ほ場の管理状況，栽培管理票の記載方法等について確認します。

### Q. 31 現地確認経費の納入はどのように行えばよいですか。

A. 31 現地確認契約書と併せて納入通知書を送付しますので，指定期日までに納付してください。

### Q. 32 現地確認の経費負担額と算出方法について教えてください。

A. 32 農産物ごとかつ申請期間ごとに1，500円（一律）です。団体の場合は，生産者ごとの合算した負担額となります。

なお，農産物とは米，豆類，麦類，野菜，果樹及び茶となります。

とう精の場合は，とう精申請1件につき一律3，000円になります。

### Q. 33 米140aときゅうり30aの場合，負担額はいくらですか。

A. 33 現地確認の経費の負担額は3，000円（米：1，500円＋野菜（きゅうり）：1，500円）となります。

**Q. 34** ねぎ50aとにんじん50aを第1回に申請し、ほうれんそう30aを第2回に申請した場合の負担額はいくらですか。

A. 34 第1回では1,500円(野菜(ねぎ,にんじん):1,500円),第2回では1,500円(野菜(ほうれんそう):1,500円)です。

以上より,年間の負担額は合計で3,000円となります。

**Q. 35** 標識旗や看板はなぜ設置しなくてはいけないのですか。

A. 35 標識旗や看板の設置は,要領第10第1項第1号のとおり,認証申請者等の役割として定めています。標識旗や看板は,周辺栽培者へ「特別栽培農産物」生産ほ場であることを周知し,注意喚起を促すことにより制度の信頼性を維持する役割を果たします。また,確認責任者による現地確認を円滑に行う役割もあります。

**Q. 36** 標識旗は,ほ場1筆ごとに設置しなくてはいけないのですか。

A. 36 標識旗は1筆ごとに設置することが望ましいですが,認証申請ほ場がまとまって存在する場合は,1区画まとめて標識旗を設置しても構いません。まとめて設置する場合は,看板にほ場全体位置図を併記するなど,現地確認が適切に行えるよう努めてください。

なお,「生産ほ場位置図(別記様式第3号の2)」には,標識旗や看板の設置場所も必ず明記してください。

#### <認証票・栽培管理票・表示方法などについて>

**Q. 37** 認証票や標識旗の購入手続きについて教えてください。

A. 37 みやぎの環境にやさしい農産物認証票作成依頼書(別記様式第19号),みやぎの環境にやさしい農産物標識旗作成依頼書(別記様式第20号)により,以下の印刷会社にFAXまたは郵送(電話注文はできません)でご注文ください。

#### <注文先>

株式会社スズキ

〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町3-6

FAX: 022-288-8623

**Q. 38 栽培管理票や認証票は必ず貼付する必要がありますか。**

A. 38 認証農産物を特別栽培農産物として販売する場合には、必ず栽培管理票を貼付してください（ポップ表示なども可能）。認証票の貼付義務はありません。栽培管理票を表示したときは、認証票を貼付することができます。ただし、認証農産物を特別栽培農産物として販売しない場合には、栽培管理票の貼付義務はありません。

**Q. 39 栽培管理票は誰が作成するのですか。**

A. 39 要領別記2をご参照の上、生産者ご自身で作成してください。

**Q. 40 栽培管理票に記載する「栽培責任者」とは誰のことですか。**

A. 40 栽培管理票に記載する「栽培責任者」は、生産者自身又は栽培指導者です。いずれも消費者などからの問い合わせに明確に回答できる者としてします。

**Q. 41 栽培管理票に記載する「確認責任者（精米確認者）」とは誰のことですか。**

A. 41 確認責任者（精米確認者）は宮城県知事です。以下のように記載ください。

確認責任者 宮城県知事 知事名（宮城県知事のみでも可）  
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
連絡先 TEL 022-211-2845

**Q. 42 特別栽培農産物の表示について教えてください。**

A. 42 特別栽培農産物の表記をする場合には、必ず栽培管理票を添付してください。また、「無農薬・無化学肥料」、「減農薬・減化学肥料」など消費者に誤認を与える表示ではなく、「農薬・化学肥料（窒素成分）栽培期間中不使用」、「節減対象農薬・化学肥料（窒素成分）当地比5割減」といった特別な栽培方法が消費者へ正確に伝わる表記にしてください。

なお、本制度では、農薬・化学肥料（窒素成分）が5割以下ということを確認して認証しているため、実際の節減割合が6割減や8割減であっても、栽培管理票において「6割減」や「8割減」という表示をすることはできません。